議案第６９号

長与町情報公開条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和４年１２月６日

長与町長　吉　田　愼　一

提案理由

長与町個人情報保護法施行条例の規定に基づく開示請求の手続との整合を図り、及び長与町情報公開・個人情報保護審査会の設置により審査請求に係る諮問を行う機関を同審査会とするため、所要の改正を行うもの。

長与町情報公開条例の一部を改正する条例

長与町情報公開条例（平成１３年条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号中「閲覧」の次に「、視聴若しくは聴取」を加える。

第１２条第２項中「開示請求があった日から」を「同項に規定する期間を」に改め、同条第３項中「３０日」を「４５日」に改める。

第１５条を次のように改める。

（手数料）

第１５条　公文書の開示を受ける者は、次の表に掲げる額の手数料を納めなければならない。

区分		手数料の額
閲覧、視聴又は聴取による場合		無料
写しの交付を受ける場合	最大日本産業規格Ａ列３番（以下「Ａ３判」という。）白黒複写	用紙１ページにつき１０円
	最大Ａ３判カラー複写	用紙１ページにつき５０円
	光ディスク	１枚につき７０円
	上記以外の媒体	当該媒体の作成に係る費用に相当する額
写しの送付を受ける場合		当該送付に係る費用に相当する額

第１６条第１項中「別に定める長与町行政不服審査会」を「長与町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和４年条例第　　号）第２条に規定する長与町情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行前になされた開示請求に係るこの条例による改正前の長与町情報公開条例（以下「旧条例」という。）第１２条第２項又は第３項の規定に基づく開示決定等の期限の延長又は当該開示請求に係る公文書のうち相当の部分につき開示決定等をすべき期限については、なお従前の例による。

３　この条例の施行前になされた開示請求に係る旧条例第１５条の規定に基づく手数料及び公文書の開示の実施に係る費用の額については、なお従前の例による。